

<p>○国等による環境物品等の調達に関する法律に基づき再生品や低公害車等の購入を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・同法の基本方針に定める特定調達品目の追加及び判断基準等の見直しを行うため、平成14年7月5日から8月9日まで提案募集を行った。さらに、集まった提案をもとに検討を行い、平成15年1月7日から1月24日まで、特定調達品目の追加等の見直し案についてパブリックコメントを行った。また、各府省において調達方針を定め、環境物品等の調達を実施中。</p>	<p>・平成14年2月に特定調達品目等の追加を決定。50品目を追加。</p>	<p>・役務分野における対象サービスの拡大。</p>	<p>①平成15年度基本方針に基づき各省で調達方針を作成し、環境物品等の調達を実施。平成16年度の基本方針改訂に向けて提案募集を実施。 ②③基本方針改訂に向けた検討。</p>
---	--------------	--	--	----------------------------	---

	<p>経済産業省</p>	<p>・((平成14年1月の実施状況)13年7月に産業構造審議会環境部会の廃棄物・リサイクル小委員会に企画ワーキンググループを設置し、循環型社会構築に向けた各種制度の実効性の確保、3R(リデュースリユース、リサイクル)の高度化等の今後の課題について「循環型経済システムの高度化に向けて」を取りまとめ、12月25日に公表し、パブリックコメントを募集中。)</p> <p>・平成14年3月に産業構造審議会環境部会の廃棄物・リサイクル小委員会に循環ビジネスワーキンググループを設置し、平成14年6月に「循環ビジネスの自律的発展を目指して」を取りまとめた。</p> <p>・また、平成14年10月に産業構造審議会環境部会に産業と環境小委員会を設置した。</p>	<p>・昨年10月に産業構造審議会に産業と環境小委員会を設置し、本年4月頃を目途に環境経営のあり方等について取りまとめを行う予定であり、成果は今後出していくもの。</p>		<p>①平成15年4月頃を目途に環境経営の促進のあり方等について産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会にて取りまとめを行う。</p>
--	--------------	--	---	--	---

<p>○低公害車、燃料電池、スーパーエコシップ等革新的な省エネ・新エネ技術の開発・普及や新エネルギー施設の整備への支援を行うとともに、モーダルシフトを促進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・((平成14年1月の実施状況)民生用エネルギーマネジメントシステムや高効率給湯器等の省エネルギー機器の導入支援及び関連技術の開発等を進める。また、クリーンエネルギー自動車や太陽熱高度利用システムの導入に対する支援措置の拡充、DME自動車等の次世代大型低公害車開発、燃料電池実用化に向けた技術開発・実証試験等の実施を始めとした新エネルギー機器の技術開発・導入等を推進する。)</p> <p>・平成14年度には、ITを活用した、家庭内やオフィスビル等におけるエネルギーマネジメントシステム及び高効率給湯器の普及に向けた補助制度及び関連技術の開発に対する補助制度を実施。またクリーンエネルギー自動車や太陽熱高度利用システムの導入に対する支援を実施。DME自動車等の次世代低公害車開発、燃料電池実用化に向けた技術開発・実証試験等の実施を始めとした新エネルギー機器の技術開発・導入等を実施した。</p>	<p>・平成14年度には、高効率給湯器26,067台、BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)82件、クリーンエネルギー自動車約11,000台、太陽熱システム約5,000台について支援を実施。</p>		<p>①平成15年度においても引き続き補助制度を実施予定。</p>
--	--------------	--	---	--	-----------------------------------

八. 規制改革					
○産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベーション・新産業の創出を推進する。	関係府省等	・中部地域におけるものづくり創生プロジェクトの研究開発拠点として、産総研中部センターに産学官連携オープンスペースラボを整備中（平成13年度第一次補正予算20億円）。	・現在、建設中。	・早急な竣工を目指す。 ・計画に関する諸条件等により事業の実施に不測の日数を要したため進捗が遅れている。	①②③早期に完成し、産学官が連携し、即効的かつ効率的に技術開発を行える環境を整備する。
○コンテンツ流通の権利処理ルールの整備の促進及びコンテンツに関する標準契約書の策定を行う。	経済産業省	・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。	・放送番組等の作成等に係る下請取引を規制対象に追加すること等を柱とした「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出。 ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。	・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたリターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。	③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。 ③総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。

<p>○「IT人づくり計画」を実施する。</p>	<p>文部科学省 総務省 厚生労働省 経済産業省 関係府省</p>	<p>・コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施（平成14年度）。</p>	<p>・コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施（平成14年度）。3DCGなど高度な技術を活用した優れた作品とともに、優秀なクリエイターを創出した。</p>	<p>・コンテンツ産業は、ひとつのコンテンツを様々な形で戦略的に活用することにより、その経済的価値が飛躍的に拡大する特質がある。 こうした戦略的活用を行うためには、コンテンツ産業の足腰の強化としてのクリエイターの育成はもとより、関連法制（著作権法、契約法など）、資金調達手法、海外との取引実務などの知識・ノウハウといったプロデュース機能をもった人材（プロデューサー）が不可欠。 こうした認識の下、プロデュース機能の知識・ノウハウを体系化するとともに、具体的な人材育成手法を策定するとともに、技術的課題への対応を図り、クリエイションがビジネスに結びつき、クリエイターに利益が還元され、優れたコンテンツが生まれ続けられる環境を整備することが重要。</p>	<p>③プロデュース機能強化のための基盤整備を行う。エンタテインメント関連法制、資金調達手法、マーケティング手法、資金管理手法、海外との取引の実務などを盛り込んだ具体的なプロデューサー育成のためのプログラムを策定するとともに、実験的に当該プログラムをいくつかの機関で実施し、さらにその評価を行う。 ③ブロードバンドコンテンツの流通拡大を目指すとともに、クリエイターの斬新なアイデアを実現するため、配信技術、セキュリティ技術などブロードバンド事業参入の技術的課題について制作支援、事業化支援を行う。 ③スキルスタンダードの設定、国内表彰制度の再編などを含む体系だったクリエイション機能強化プログラムを策定する。</p>
--------------------------	---	--	---	---	--

	文部科学省 総務省 厚生労働省 経済産業省 関係府省	○アジア各国の企業・団体と我が国の教育機関・企業による6つの共同プロジェクトを実施。また、情報交換のためのポータルサイトを開設し、国際カンファレンスの開催により情報交換とコンセンサス形成を図る（「Tokyo Statement」を採択）。	・共同プロジェクトには我が国より7つの教育機関と6つの企業がアジア5カ国のそれぞれの教育機関との連携による授業実践を開始。 ・全プロジェクトで、延べ1,000時間を超える学習時間を延べ240人がeラーニングを活用して学習した。 ・国際カンファレンスにはアジア11カ国より関係者約50名が来日。2日間で約200名が参加。 ・アジア各国においてもeラーニング関連会議の開催および推進団体の設立が見られた。	・eラーニングのシステム、コンテンツをアジア各国において流通させるには、法的・技術的に未解決な課題がある。	①②③平成15年度事業の内容および体制の検討
○コンテンツ流通の実証実験を通じた基盤的技術の確立及び権利処理ルールの整備を行う。	経済産業省	・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。	・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。	・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。	③コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツEDIの業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。 ③ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。

<p>○平成15年頃を目処に電力・ガス分野における制度見直しを検討する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・我が国電気事業制度の在り方については、平成13年11月より総合資源エネルギー調査会電気事業分科会を開催し、また、ガス事業制度の在り方については、平成14年9月より同調査会都市熱エネルギー部会を開催し、幅広く御審議いただいたところであり、それぞれ本年2月に答申が取りまとめられ、大臣に報告がなされた。</p>	<p>・電力・ガス事業制度改革については、エネルギーの安定供給の確保と環境への適合を図り、これらの政策目的を十分考慮しつつ、経済構造改革を推進することが重要との結論に達したところ。</p> <p>具体的には、</p> <p>①電力の広域的な流通の円滑化のための環境整備</p> <p>②公平性・透明性確保によるネットワーク管理部門の発電事業者等に対する調整機能の確保</p> <p>③特に電力について、発送配販の一貫体制の維持や卸電力市場の整備など、原子力を含む安定的な電源開発の推進のための環境整備等</p> <p>④ガスについては、導管網の円滑な整備を促進するための環境整備と有効利用のための仕組みの充実、市場活性化を図るための大口供給・卸供給に係る規則の見直し等を図りつつ、これらの結果、安定供給や環境への適合が図られる範囲内で小売自由化範囲拡大を進めていくことが適当であるとの結論を得た。</p>	<p>・電気事業分科会及び都市熱エネルギー部会の報告書に基づき、詳細な制度設計に取り組む。</p>	<p>①第156回国会会期末電気事業法及びガス事業法の改正を行う。</p> <p>②平成15年末</p> <p>③それ以降</p> <p>&lt;電気&gt;</p> <p>・平成16年 現行制度の下で、500kW以上の高圧需要家まで電力小売自由化範囲拡大</p> <p>・平成17年 新制度の下で、50kW以上の全ての高圧需要家まで電力小売自由化範囲拡大</p> <p>・平成19年 家庭用も含め、50kW未満の需要家に対する全面自由化について、検討開始予定</p> <p>&lt;ガス&gt;</p> <p>・平成16年 新制度の下で、年間使用量50万m3以上の需要家まで小売を自由化</p> <p>・平成19年 年間使用量10万m3以上の需要家まで小売を自由化</p>
--	--------------	---	--	---	---

<p>○国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき再生品や低公害車等の購入を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・((平成14年1月の実施状況)13年7月に産業構造審議会環境部会の廃棄物・リサイクル小委員会に企画ワーキンググループを設置し、循環型社会構築に向けた各種制度の実効性の確保、3R(リデュースリユース、リサイクル)の高度化等の今後の課題について「循環型経済システムの高度化に向けて」を取りまとめ、12月25日に公表し、パブリックコメントを募集中。)</p> <p>・平成14年3月に産業構造審議会環境部会の廃棄物・リサイクル小委員会に循環ビジネスワーキンググループを設置し、平成14年6月に「循環ビジネスの自律的発展を目指して」を取りまとめた。</p> <p>・また、平成14年10月に産業構造審議会環境部会に産業と環境小委員会を設置した。</p>	<p>・昨年10月に産業構造審議会に産業と環境小委員会を設置し、本年4月頃を目途に環境経営のあり方等について取りまとめを行う予定であり、成果は今後出していくもの。</p>		<p>①平成15年4月頃を目途に環境経営の促進のあり方等について産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会にて取りまとめを行う。</p>
--	--------------	--	---	--	---

<p>○廃棄物の処理及びリサイクルの推進に関し、技術開発や社会の仕組みの確立などを進める。例えば、循環型社会形成を進める静脈物流システム、静脈にかかる情報ネットワークの構築及びリサイクル事業の活性化を進める。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法の実効ある執行のため、産業廃棄物の発生量や容器包装の使用削減等の実態調査及び内外の3R事業の調査等を実施した。</p> <p>また、循環型システムの構築に向けて、個別産業・製品ごとの生産・流通・消費等の各段階の実態を踏まえたモデル循環システムの実施、製品・製法アセスメントの策定並びにリース業等の環境関連産業の実態調査等を実施した。</p> <p>さらに、3R対策を講じる必要性の高い自動車リサイクルや家電リサイクル関連技術を中心に、必要な技術開発を体系的に実施した。</p>	<p>・モデル循環システムの調査について8テーマが実施された。</p> <p>・3R技術開発の促進について6テーマが実施された。</p>		<p>③資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法の実効ある執行のため、産業廃棄物の発生量や容器包装の使用削減等の実態調査及び内外の3R事業の調査等を実施する。</p> <p>また、循環型システムの構築に向けて、個別産業・製品ごとの生産・流通・消費等の各段階の実態を踏まえたモデル循環システムの実施並びに環境関連産業の実態調査等を実施する。</p> <p>さらに、3R対策を講じる必要性の高い自動車リサイクルや容器包装リサイクル関連技術を中心に、必要な技術開発を体系的に実施する。</p>
--	--------------	--	--	--	---

<p>○京都議定書の目標達成・実施を担保するための国内制度を整備する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・((平成14年1月の実施状況)業務部門等の省エネルギーの強化、電気事業者による新エネルギー利用促進を図るため、所要の法案の通常国会への提出に向け作業中。)</p> <p>・業務部門等の省エネルギー強化についての対応としては、第154回通常国会に「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、可決され、平成14年6月7日に公布された。また、電気事業者による新エネルギー利用促進を図るための対応としては、第154回通常国会に「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」を提出し、可決され、平成14年6月7日に公布、平成14年12月6日に部分施行された。</p>	<p>・業務部門等の省エネルギー強化についての対応としては、近年、エネルギー需要の増加の著しいオフィスビル等の民生業務部門におけるエネルギー管理の徹底が図られた。また、電気事業者による新エネルギー利用促進を図るための対応としては、2010年度の全国の新エネ電気利用量を122億kWhとする旨決定した。</p>		<p>①平成15年4月1日より施行予定。          ②4月1日以降の円滑な法施行を目指す。          ③本法を着実に施行する。</p>
---	--------------	---	--	--	---

<p>(競争的研究資金の改革と拡充) ○競争的資金の拡充を図る。併せて、評価の徹底、研究費の適正規模の確保、課題選定に当たっての戦略的重点化、若手研究者向資金の重点的拡充を進めるとともに、専門家による一貫した評価・執行体制の整備、総合科学技術会議における総合調整等、制度の在り方について検討を進める。</p>	<p>経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H15年度予算要求において増額要求。</li> <li>・ プログラムオフィサーの設置等制度の見直し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年度政府予算案 52.8億円</li> <li>・ 優れた研究成果が得られ、かつ発展の見込まれる課題を継続するため、2年間延長を可能とした。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>②平成16年度予算要求において増額の予定。</li> <li>②独立行政法人化後、機構定員上のプログラムオフィサーを設置予定。</li> <li>②③総合科学技術会議の議論等を踏まえて、制度の見直しを検討。</li> </ul>
--	--------------	---	--	--	---